平成２８年（フ）第３４５号
愛知県半田市美原町２丁目１番地　サンビレッジ美原Ａ棟102号、従前の住所愛知県知多郡東浦町大字藤江字荒子１番地の１　レインボー東浦藤江511号
債務者　太田　重子
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大林　哲也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月12日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３４号
三重県志摩市磯部町迫間505番地12
債務者　暉外装こと　松塚　秀人
1　決定年月日時　平成28年６月30日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北岡　雅之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１９７７号
大阪市住之江区西加賀屋３丁目４番１―305号
債務者　岡本　民枝
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９８８号
大阪府茨木市庄１丁目17番12号　第二ハイツ三和103号、前住所大阪府茨木市上中条２丁目３番23号　木下マンション303号
債務者　千葉須恵子
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１０３号
大阪府高槻市緑町17番10号
債務者　梅園　久子
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１０４号
大阪市阿倍野区阿倍野筋２丁目４番37―909号、前住所大阪市阿倍野区阿倍野筋２丁目４番37―711号
債務者　古賀　聖哉
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１２２号
大阪府茨木市東太田１丁目１番1017号
債務者　長谷川直輝
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１７７号
大阪市旭区新森７丁目15番32号ブルースカイハイツ101、前住所大阪市旭区森小路２丁目７番18号
債務者　佐野　雅之
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２２３号
大阪市中央区森ノ宮中央２丁目７番22―803号
債務者　畑　　哲矢
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４５７号
大阪市住之江区新北島２丁目２番29―302号、前住所大阪市住之江区新北島６丁目１番５―608号
債務者　ＩＹＮフーズ企画こと良元京成こと梁　　京成
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６１１号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目９番14号三徳寮
債務者　江口　一男
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６６１号
大阪市阿倍野区西田辺町１丁目18番９号　ひかり第３ビル502号
債務者　山本　宮子
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６６９号
大阪府吹田市山手町３丁目15番Ｂ―610号
債務者　中野　由美
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６７１号
大阪府豊中市二葉町１丁目19番２―110号、前住所大阪府守口市金田町１丁目31番２号
債務者　茅野　　大
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６７５号
大阪市大正区三軒家西３丁目３番８号山口文化２階　東端
債務者　河本　二郎
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６８０号
大阪市西成区南津守４丁目１番22―515号
債務者　岡本　美佐（旧姓高原）
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２１号
函館市大手町１番18号
債務者　桑森　好造
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
函館地方裁判所